

## 守谷市教育委員会定例会会議録 平成27年7月

1. 日 時 平成27年7月24日(金) 午前9時30分
2. 場 所 守谷市役所議会棟3階第3委員会室
3. 出席委員 教 育 長 後藤 光良  
教育委員 高山 博  
教育委員 鮎川 清勝  
教育委員 山本 キヨ  
教育委員 前山 文栄
4. 欠席委員 なし
5. 説明のための出席者  
教育部長 豊谷 如秀  
教育部次長兼学校教育課長 山崎 浩行  
生涯学習課長 江幡 徳照  
指導室長 奈幡 正  
中央図書館副館長 飯塚 哲夫  
学校給食センター所長 高橋 均
6. 傍聴人 なし
7. 会議に付した事項
  - (1) 議決事項  
議案第19号 「守谷市社会教育委員の委嘱について」  
議案第20号 「守谷市小学校サタデー学習支援教室実施要綱の制定について」  
議案第21号 「平成28年度使用小学校教科用図書の採択について」  
議案第22号 「平成28年度使用中学校教科用図書の採択について」  
議案第23号 「平成28年度使用小学校特別支援学級(知的障害者)教科用図書の採択について」  
議案第24号 「平成28年度使用中学校特別支援学級(知的障害者)教科用図書の採択について」  
議案第25号 「守谷市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則」  
議案第26号 「守谷市立図書館処務規則の一部を改正する規則」  
議案第27号 「守谷市立図書館資料収集規程の一部を改正する規程」  
議案第28号 「守谷市立図書館資料廃棄規程の一部を改正する規程」  
議案第29号 「守谷市立図書館資料複写取扱規程の一部を改正する規程」
  - (2) 報告事項  
報告第5号 「学校給食費の未納について」
  - (3) その他 「小中学校の現状について」  
「各課業務報告」

<p>【1. 開会宣言】</p> <p>教育長</p>	<p>午前9時30分</p> <p>開会を宣言</p>
<p>【2. 会議録署名委員の指名】</p> <p>教育長</p>	<p>本会の会議録署名人を指名</p>
<p>【3. 審議事項】</p> <p>教育長</p>	<p>議案第19号「守谷市社会教育委員の委嘱について」説明を求める。</p>
<p>生涯学習課長</p>	<p>議案第19号「守谷市社会教育委員の委嘱について」説明する。</p>
<p>教育長</p>	<p>守谷市社会教育委員の委嘱について、守谷市教育委員会事務委任規則第2条第1項第7号の規定により議決を求める。</p>
<p>委員</p>	<p>本案は、団体選出の委員が申し出により変更になったので後任者を委嘱する。</p>
<p>委員</p>	<p>各委員に質疑を求める。</p>
<p>委員</p>	<p>任期途中での退任になる。退任の理由をお聞きしたい。</p>
<p>生涯学習課長</p>	<p>本人から退任することについて申し出があったと団体から聞いている。団体を辞めることについては確認していない。</p>
<p>教育長</p>	<p>議案第19号「守谷市社会教育委員の委嘱について」採決する。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし</p>
<p>教育長</p>	<p>原案のとおり可決する。</p>
<p>指導室長</p>	<p>議案第20号「守谷市小学校サタデー学習支援教室実施要綱の制定について」説明を求める。</p>
<p>指導室長</p>	<p>議案第14号「守谷市小学校サタデー学習支援教室実施要綱の制定について」説明する。</p>
<p>教育長</p>	<p>本案は、学習につまずきがみられる児童の学習支援のため実施する、小学校サタデー学習支援教室に関し必要な事項を定めるものです。</p>
<p>委員</p>	<p>対象は小学校第4学年から6学年の児童で、児童及び保護者が教室の利用を希望し、かつ、基礎的・基本的な学習の支援が必要であると認められた者になる。</p>
<p>委員</p>	<p>各委員に質疑を求める。</p>
<p>委員</p>	<p>支援員、教室に通う児童の保険の適用はどうなっているか。</p>
<p>指導室長</p>	<p>支援員は、市非常勤講師扱いとした保険が適用される。児童については、教室利用のための保険掛金を徴収し、学</p>

<p>委員</p>	<p>校安全互助会の保険に加入することになる。</p>
<p>指導室長</p>	<p>守谷稲門会でも、学習支援を行っているが関連性について伺いたい。</p>
<p>教育部長</p>	<p>守谷稲門会では、独自に大井沢小学校区を中心に「もりや寺子屋」の名称で学習支援教室を開催していただいている。</p>
<p>指導室長</p>	<p>もりや寺子屋とサタデー学習支援教室は別となるが、守谷稲門会には講師支援の協力をいただけることになっている。</p>
<p>教育長</p>	<p>もりや寺子屋は夏休み5日間の開催であると聞いているが違くないか。</p>
<p>指導室長</p>	<p>もりや寺子屋の開催は、夏休中の全5回となる。</p>
<p>教育長</p>	<p>もりや寺子屋は、昨年度からで今年度で2年目になる。</p>
<p>委員</p>	<p>稲門会からは、学習支援だけではなく、そこに遊び、人とかかわり等を取り入れ夏休中に5日間実施したいと話があった。</p>
<p>委員</p>	<p>サタデー学習支援教室については、もりや寺子屋のノウハウを生かした講師協力をお願いしている。</p>
<p>委員</p>	<p>稲門会役員会において、サタデー学習支援教室の説明を行った。様々な意見を頂くとともに、前向きに協力したいとの回答を得ている。</p>
<p>委員</p>	<p>夏休みにサタデー学習支援教室は実施しないのか。</p>
<p>教育長</p>	<p>長期休業期間は実施しない。</p>
<p>教育部長</p>	<p>申込希望状況について報告をお願いします。</p>
<p>指導室長</p>	<p>本日が締切日となる。9小学校中7校の利用希望がまとまっており、82名の申込みがあった。</p>
<p>委員</p>	<p>60名の定員を超過しているがどうするのか。</p>
<p>指導室長</p>	<p>希望者全員を受け入れたいと検討している。</p>
<p>教育長</p>	<p>学習のつまずきがみられる児童ということで募集をした。なかには該当しない児童もいると思われる。面接等を実施し60名とすることも考えたが、児童の学習に対する意欲を削がないことを考慮しながら対応を検討している。</p>
<p>委員</p>	<p>守谷中学校交流スペースに60名以上を受入れることは可能なのか。</p>
<p>指導室長</p>	<p>82名の受入れは難しいと考えている</p>
<p>委員</p>	<p>要綱の規定によれば、守谷中学校交流スペース以外の施設場所で実施することができる。定員を超える場合、交流スペースと他施設で実施することもできると思うがどうか。</p>
<p>教育長</p>	<p>指導員を配置する関係もあり難しいと思う。</p>
<p>指導室長</p>	<p>児童のやる気を削がない対応が必要である。9月に体験教</p>

	<p>室として参加してもらい、そこで望んだイメージと違う、もっと進んだ学習をしたいという児童も少なくないと思う。そこで、自主的に辞退していただくことも考えている。</p>
<p>教育長</p>	<p>県事業である学びの広場でも、様々な工夫をして実施しているところである。サタデー学習支援教室においても、学習方法等について工夫をしていく必要があると考えている。</p>
<p>委員 指導室長</p>	<p>指導員は、何人を予定しているのか。 予算上では5人を予定している。指導員が不足する場合はボランティアの申し出があるので、お手伝いいただくことも考えている。</p>
<p>教育長</p>	<p>教員資格を有する指導員は5名とし、ボランティアの方を積極的に活用したいと考えている。</p>
<p>委員</p>	<p>サタデー学習支援教室利用の希望者は多くなっていくと思われる。増加する希望者にどのように対応していくか、十分検討していただきたい。</p>
<p>教育長</p>	<p>守谷中学校に市内全小学校の児童が集まるとなると、行くまでの方法が課題となる。 保護者の送迎を原則とし、公共交通機関の利用も可とし実施していく。 利用希望者の増加に対しては、指導員、場所を確保し、数カ所での実施も必要と考えている。</p>
<p>委員</p>	<p>初の試みであり、様々な課題がでてくると思う。その都度メリット、デメリットについて検討していく必要がある。</p>
<p>教育長</p>	<p>様々な課題が生じてくると思っている。その都度検討していき、子どもたちにとり、より良いものになるよう工夫していく。 議案第20号「守谷市サタデー学習支援教室実施要綱の制定について」採決する。</p>
<p>委員 教育長</p>	<p>異議なし 原案のとおり可決する。</p>
<p>委員 教育長</p>	<p>議案第21号～24号は教科書採択期間が8月31日までとなっていることから、会議規則第13条に基づき非公開としたいが異議はないか。 —異議なし— 議案第21号「平成28年度使用小学校教科用図書の採択について」、議案第22号「平成28年度使用中学校教科用図書の採択について」、議案第23号「平成28年度使用小学校特別支援学級（知的障害）教科用図書の採択について」、議</p>

	<p>案第 24 号「平成 28 年度使用中学校特別支援学級(知的障害)教科用図書採択について」一括して説明を求める。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 14 条第 7 項及び守谷市教育委員会会議規則(昭和 30 年教委規則第 3 号)に基づき審議経過は非公開</p>
教育長	<p>議案第 25 号「守谷市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則」議案第 26 号「守谷市立図書館処務規則の一部を改正する規則」議案第 27 号「守谷市立図書館資料収集規程の一部を改正する規程の」議案第 28 号「守谷市立図書館資料廃棄規程の一部を改正する規程」議案第 29 号「守谷市立図書館資料複写取扱規程の一部を改正する規程」について一括して説明を求める。</p>
中央図書館長	<p>議案第 25 号から議案第 29 号について一括して説明する。</p> <p>本案は、指定管理者に管理を行わせることができることとする守谷市立図書館等の設置及び管理に関する条例に伴い、規則及び規程の一部を改正する。</p>
教育長 委員	<p>各委員に質疑を求める。</p> <p>図書館等資料複写取扱規程の著作権に関する規定が削除されているが問題はないのか。</p>
中央図書館長	<p>著作権者自身が行うことは、規定しなくても支障がないことから削除した。</p> <p>何らかの法令に規定されているということか。</p>
委員 中央図書館長 委員	<p>著作権法に規定されている。</p> <p>図書館処務規則で、館長は司書の資格を有する者をもって充てるよう努めると努力規定に留まっている理由はなぜか。</p>
中央図書館長	<p>館長には司書資格者を充てるのが前提だが、職員全員が資格を有しているわけではないことから、努力義務としている。</p> <p>指定管理者導入に当たり募集要項を作成した。先進の事例でも司書割合は 6 割前後であり、改正条文の表現で問題ないと考えている。</p>
委員	<p>これまで、館長は行政職員であることから、たとえ司書資格を有してなくとも問題はなかったと思う。</p> <p>指定管理者に運営を任せることになれば、館長は司書資格を有する者を充てるべきと思うがいかがか。</p>
中央図書館長	<p>指定管理者の導入に当たっては、仕様書において司書資格</p>

	<p>者の割合を決め、指示していきたい。</p>
教育長	<p>図書館長の役割は重要であることから、司書資格を義務付けてはとの意見があった。</p> <p>総合的に考え、努めるものとする表現としているが、司書資格者、精通者を館長とするよう対応していくことになると思う。</p>
委員	<p>指定管理者の公募は、運営ノウハウかつ館長を司書資格者として募集してはどうか。</p>
委員	<p>指定管理者制度とするのであれば、館長は司書資格者を持って充てるべきと思う。</p>
委員	<p>館長については、司書の資格を有する者をもって充てることを義務とする規定としたほうが良いと考えます。</p>
中央図書館長	<p>規則及び規程は、指定管理者、行政のいずれでも運営できること想定している。義務規定とした場合、行政での運営に支障がある。</p>
教育部長	<p>条例改正においても、指定管理者制度導入を前提とした改正を進めた部分があった。しかし指定管理者の応募がなく、引き続き市で運営することを想定して現行どおりとした経緯がある。</p> <p>規則についても同じ考え方で、館長の司書資格については努力義務としておいたほうが良いと考えている。</p>
委員	<p>行政職員の館長と民間の館長では違うと思う。司書資格をもたない行政職員が館長であってもいいのは、その最終責任は市長にあるからだと考える。</p> <p>民間の運営内容についても市長が責任をとるのか。</p>
教育部長	<p>市の施設であり、最終的には市長が責任を負うことになる。条例及び規則は市が運営すること前提とし、指定管理者でも運営できる規定とする必要がある。</p>
教育長	<p>指定管理者制度を導入できる条例、規則に改正したということです。</p> <p>館長には司書資格者を充てることを条件とした仕様書とするのか。</p>
中央図書館長	<p>仕様書には、館長は司書資格を有する者と限定まではせず、司書資格をもつ割合を6割としている。</p> <p>館長は司書資格者が好ましいとは考えているが、民間活力を生かすため、あまり限定すると異業種の館長ということで、自由な発想による新たなサービスの提供を損なうおそれがあると考えている。</p>

	<p>委員 条例, 規則は指定管理者, 行政いずれでも運営できるよう改正したということで理解する。</p> <p>指定管理者選定の際, 館長の司書資格を配点に考慮することで賛成する。</p> <p>教育長 指定管理者の導入に当たっては, 図書館の役割等を十分に認識した事業者を選定する対応を附して賛成の意見があった。意見を踏まえ進めていきたい。</p> <p>議案第 25 号から議案第 29 号について採決する。</p> <p>異議なし</p> <p>原案のとおり可決する。</p>
<p>【4. 報告事項】</p>	
<p>教育長 学校給食センター所長</p>	<p>報告第 5 号「学校給食費の未納について」報告を求める。</p> <p>報告第 5 号「学校給食費の未納について」報告する。</p> <p>○埼玉県北本市給食提供中止報道について</p> <p>報道にあった給食提供中止は有効な手段であると思う。</p> <p>ただし, 実際に給食を停止した場合, 対象児童・生徒への影響, 周囲児童・生徒への影響, 両者に対する配慮やケアを求められる教員の負担を多くマイナス面もある。</p> <p>給食費の債務者は保護者であり, 保護者に対し納入を促す可能な手段を尽くしていく。</p>
<p>教育長</p>	<p>給食提供中止の報道があり, 本市の未納状況, 対応状況について報告があった。</p> <p>各委員に意見を求める。</p>
<p>委員</p>	<p>給食費の収納率は, 高く努力されていると感じている。</p> <p>給食費は無料とするべきという論調が一時期あった。本市においても, 給食費は無料, 義務教育は無償という思いから払えるのに払わない保護者はいるのか。</p>
<p>教育部長</p>	<p>市議会議員からも, 給食費無料の提案はあった。これについては, 法律により給食材料費は保護者負担であること, 金額にすると 3 億円となり, 財源を確保できないことから法律どおり保護者の負担としている。</p> <p>生活に困窮している方には, 給食費を扶助していることから未納者の全てに支払い能力があると思っている。</p>
<p>委員</p>	<p>北本市では, 給食提供中止の通知したことで, ほとんどの未納者が納付した。本市においても実施してみてもどうか。</p>
<p>委員 学校給食センター所長</p>	<p>納入確約書の効果はあったか。</p> <p>納入確約書は, 平成 24 年度から提出いただいている。以降収納率は向上しており, 一定の効果はあったと思っている。</p>

	<p>給食提供停止の通知は、現在考えていない。</p> <p>生活状況に応じ、児童手当からの納付、就学援助、社会保障制度の説明を行っていく。</p> <p>支払えるのに支払わない未納者に対しては、裁判所に法的手続を行い対応していく。</p> <p>北本市は自校方式となり、各校で給食費の管理まで行うこともあり、給食費未納が食材費に直結するということで苦渋の決断であったと思う。</p> <p>未納家庭において、払わなくても給食は提供される意識があるのであれば、何らかの方法を考える必要がある。</p> <p>学校で、給食を食べる子ども、食べられない子ども、弁当を食べる子どもがいる状況は、教育的な意味でも考える必要がある。</p> <p>納入確約書についても論議はあった。公平を確保する観点から賛成をいただいている。納入確約書により収納率が向上してきているが、現年度分の収納率が100%の学校はあるのか。</p>
<p>教育長</p>	<p>北本市は自校方式となり、各校で給食費の管理まで行うこともあり、給食費未納が食材費に直結するということで苦渋の決断であったと思う。</p>
<p>学校給食センター所長</p>	<p>各学校の努力もあり、平成26年度分未納がない学校は7校ある。</p>
<p>委員</p>	<p>過年度分の収納は難しくなる。現年度において収納することが大切である。</p>
<p>教育長</p>	<p>学校では未納者に対し、電話、通知をもって行っている。児童・生徒に通知をも持たすことができない等もあり、工夫しながら取り組んでいる。</p>
<p>委員</p>	<p>当市ではないが、学校で自宅を訪問し納付をお願いしたところ保護者との関係が悪くなったという話もあり、学校としても難しいところがあると感じている。</p>
<p>委員</p>	<p>未納金の徴収は行政が行い、学校はあまり関わらないほうがよいという思いもある。</p>
<p>委員</p>	<p>学校が徴収するか、行政が徴収するかは別とし、現年度に収納することが重要だと思う。</p>
<p>委員</p>	<p>現在は役割分担ができており、良い状態にあると思う。</p>
<p>【5. その他】</p> <p>教育長 指導室長</p>	<p>小中学校の現状について報告を求める。</p> <p>以下について報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○教育委員会合同訪問について</li> <li>○訪問・研修の実施状況について</li> <li>・守谷市インタラクティブフォーラム</li> </ul>



(中央公民館 7/1)

・第2回外国語活動推進委員会(御所ヶ丘小 7/7)

・市議員とALTの対談(8月)

・情報教育対応教員研修全国セミナー実践発表  
(守谷小 7/11)

・ICT環境整備に関する研修会実践発表  
(研修センター 7/17)

○児童生徒の様子について

・学びの広場(7/22~)

・県南総合体育大会結果について

○守谷市保幼小中高一貫教育「きらめきプロジェクト」の  
取組

・守谷市が進める一貫教育に関する研修会について

・きらめきプロジェクトガイドブックの作成について

・守谷市いじめ防止フォーラムについて

○教職員・児童生徒の交通事故について

・児童生徒交通事故者のけがの程度及び要因について

件数 小学校 10件 中学校 2件(7月24日現在)

要因 自転車 8件 その他 2件

※児童生徒の不注意 6件

程度 打撲又は擦過傷

・教職員の交通事故の状況

件数 5件(7月24日現在)

要因 自動車 過失 3件

○いじめの現状について

・認知件数と対応について(6月末現在)

認知件数 11件(解消 5件 継続支援中 3件)

○不登校の現状について

・6月末現在の不登校者数の報告

件数(不登校率) 小学校 23人(0.55%)

中学校 33人(1.81%)

○守谷の教育広報連載について

各課の業務状況について報告を求める。

資料に基づき以下について報告

○工事・業務の進捗状況について

・黒内小学校校舎増築・改修工事

・小中学校トイレ改修工事

・愛宕中学校校舎改修及びEV棟増築工事

教育長  
学校教育課長

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郷州小学校体育館改修工事実施設計委託業務</li> <li>・特殊建築物の定期調査・検査報告業務</li> <li>・小中学校校内無線LAN設置設定業務</li> </ul>
生涯学習課長	資料に基づき以下について報告
	○タベのコンサート 2015 について
	○公民館講座事業（7月～9月）について
中央図書館長	資料に基づき以下について報告
	○平成 27 年度図書館利用状況について
	貸出冊数 210,390 冊（6月末現在）
	○平成 27 年度もりやの図書館概要について
	○守谷市立図書館等指定管理者募集概要について
学校給食センター所長	資料に基づき以下について報告
	○学校給食実施状況について
	○賄材料費執行状況について
	○地場産野菜使用率について
	○異物混入等について
教育長 委員	各委員に意見を求める。 —特になし—
【6. 教育長報告】	
教育長	報告があったとおり、年間の計画目標に基づき事業を進めている。社会情勢の変動により、若干修正が必要な部分もあるが、ほぼ順調に進捗している。
【7. 閉会宣言】	
教育長	午前 11 時 45 分 閉会宣言